（軽微な変更）

第五条　法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　法第四条第一項第三号イ、同項第四号又は同項第五号に掲げる事項の変更であつて、これらの事項の変更後の供給能力が同項第五号に掲げる事項を下回らない変更

二　法第四条第一項第三号ロに掲げる事項の変更

（変更登録の申請）

第六条　法第七条第二項の申請書は、様式第六の熱供給事業変更登録申請書によるものとする。

（変更の届出）

第七条　法第七条第四項の規定による届出をしようとする者（第五条各号に掲げる軽微な変更をした者を除く。）は、様式第七の熱供給事業氏名等変更届出書（法第四条第一項第一号に掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類を含む。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第七条第四項の規定による届出をしようとする者（第五条各号に掲げる軽微な変更をした者に限る。）は、様式第八の熱供給事業変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（熱供給事業者の地位の承継の届出）

第八条　法第八条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第九の熱供給事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　熱供給事業の全部の譲渡し又は熱供給事業者の相続、合併若しくは分割があつたことを証する書類

二　熱供給事業者の地位を承継した者が熱供給事業者以外の者である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　法第六条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

ロ　法人である場合にあつては、当該法人の定款及び登記事項証明書

ハ　法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出）

第九条　法第九条第一項の規定による熱供給事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第十の熱供給事業休止（廃止）届出書に同条第三項の規定によりその熱供給の相手方に対し周知させるために行つた措置の内容を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第九条第二項の規定による熱供給事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第十一の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業の休止及び廃止に係る熱供給の相手方への周知）

第十条　法第九条第三項の規定により周知させようとする熱供給事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて、次に掲げるいずれかの方法により、その事業を休止し、又は廃止しようとする旨をその熱供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。

一　訪問

二　電話

三　郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付

四　電子メールの送信

五　当該熱供給事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該熱供給の相手方の閲覧に供する方法

第三章の章名を削る。

第十条の次に次の章名を付する。

第三章　業務

第十一条から第十四条までを次のように改める。

（供給条件の説明等）

第十一条　法第十四条第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、熱供給事業者が熱供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介業者等」という。）の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一　当該熱供給事業者の氏名又は名称及び登録番号

二　当該契約媒介業者等が当該熱供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該契約媒介業者等の氏名又は名称

三　当該熱供給事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯

四　当該契約媒介業者等が当該熱供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じることができる時間帯

五　当該熱供給契約の申込みの方法

六　当該熱供給開始の予定年月日

七　当該熱供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）

八　導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担に関する事項

九　前二号に掲げるもののほか、当該熱供給を受けようとする者の負担となるものがある場合にあつては、その内容

十　前三号に掲げる当該熱供給を受けようとする者の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあつては、その内容

十一　使用量の計測方法及び料金調定の方法

十二　当該熱供給に係る料金その他の当該熱供給を受けようとする者の負担となるものの支払方法

十三　供給する温水等の温度及び圧力

十四　当該熱供給契約に期間の定めがある場合にあつては、当該期間

十五　当該熱供給契約に期間の定めがある場合にあつては、当該期間

十六　当該熱供給契約に期間の定めがある場合にあつては、当該熱供給契約の更新に関する事項

十七　当該熱供給事業者（当該契約媒介業者等が当該熱供給契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法

十八　当該熱供給の相手方からの申出による当該熱供給契約の変更又は解除に期間の制限がある場合にあつては、その内容

十九　当該熱供給の相手方からの申出による当該熱供給契約の変更又は解除に伴う違約金その他の当該熱供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

二十　前二号に掲げるもののほか、当該熱供給の相手方からの申出による当該熱供給契約の変更又は解除に係る条件等がある場合にあつては、その内容

二十一　当該熱供給事業者からの申出による当該熱供給契約の変更又は解除に関する事項

二十二　災害その他非常の場合における当該熱供給の制限又は中止に関する事項

二十三　導管、器具、機械その他の設備に関する当該熱供給事業者及び当該熱供給の相手方の保安上の責任に関する事項

二十四　当該熱供給の相手方が設置する施設に関する事項

二十五　当該熱供給の相手方が設置する施設の概要についての当該熱供給事業者に対する通知に関する事項

二十六　当該熱供給の相手方の熱の使用方法、器具、機械その他の設備の使用等に制限がある場合にあつては、その内容

二十七　前各号に掲げるもののほか、当該熱供給に係る重要な供給条件がある場合にあつては、その内容